

うことも必要である。

2 指導計画、指導方法の評価

道徳教育に関する評価の一面である。教師側の評価は、指導案や指導過程ばかりでなく、指導の時間に至るまでの一連の過程で確かめることが重要である。つまり、

① 自校の全体計画を評価する。

② 年間指導計画を評価する。

③ 指導法を評価する。

・指導の諸方法を評価

・指導過程に関する評価

評価に当たつては、以上の二面を個々に考えるのではなく、指導のねらいを達成するのに適切であつたかどうかを検討するものであり、表裏一体としてとらえ、児童生徒をより望ましい方向へ発展を促す改善策樹立の手がかりとして活用しなければならない。

七、特別活動

(一) 特別活動の意義と役割

今日の学校教育は、一人一人の児童生徒の知・徳・体の調和を図り、心身ともに健康な国民の育成を目指すという考えに基づいて営まれる。

学習指導要領もこの趣旨を受け、特別活動の目標も小・中学校とともに「望ましい集団活動をとおして、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築く

うとする自主的・実践的な態度を育てる」と規定された。

すなわち、特別活動は、望ましい集団活動をとおして、「なすことによって学ぶ教育活動」であるところに特質がある。したがつてここでは、学級会活動や学級指導のように学級集団で行われる活動や、児童（生徒）会活動、クラブ活動及び学校行事のように学級や学年のわくをはずして組織された集団で行われる活動もある。そして、それ

ぞれの集団に所属する一人一人の児童生徒は、発達段階や集団の特性に応じ与えられた地位や役割をとおして、集団の一員としての自覚を深めるとともに、相互に協力し合い、個性を發揮しあつて目標を達成することがたいせつになる。

そこで、概括するところには次のよ

うな教育的意義が考えられる。

① 集団の一員として、なすことによつて学ぶ活動をとおして、自主的・

実践的な態度を身につける。

○各学年における特別活動の授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

○特別活動の授業の1単位時間は、四十五分を常例とするが……。

○各学年における特別活動の授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

○学級会活動、クラブ活動及び学級指導のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学級の実態を考慮して適切に定めるものとする。

○「特別活動のうち、児童活動及び指導のそれぞれに充てる授業時数は、学校行事の授業については、そ

の時間に応じ、年間、学期ごと月ごとに適切な授業時数を配当するようにすること。」小学校指

(二) 特別活動と教育課程の編成

ア、児童活動

学級会・クラブ活動：時間割上に

位置づけて実施することが望ましい。

クラブ活動：毎週計画的・継続的

の程度の時間を割り振るかが問題である。

したがつてここでは、学級会活動や学級指導のように学級集団で行わ

れる活動や、児童（生徒）会活動、ク

ラブ活動及び学校行事のように学級や

学年のわくをはずして組織された集団

で行われる活動もある。そして、それ

ぞれの集団に所属する一人一人の児童

生徒は、発達段階や集団の特性に応じ

与えられた地位や役割をとおして、集

団の一員としての自覚を深めるととも

に、相互に協力し合い、個性を發揮し

あって目標を達成することがたいせつ

になる。

① 小学校

原則1 総則6の(1)

○特別活動の授業は、年間三十五週（第一学年は三十四週）以上にわたりて行うよう計画し……。

原則2 総則6の(2)

○特別活動の授業の1単位時間は、四十五分を常例とするが……。

原則3 学教則24条の2(別表第1)

○各学年における特別活動の授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

原則4 指導要領（特活第3の2）

○学級会活動、クラブ活動及び学級指導のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学級の実態を考慮して適切に定めるものとする。

原則5 総則6の(3)

○「特別活動のうち、児童活動及び

指導のそれぞれに充てる授業時数は、

学校行事の授業については、そ

の時間に応じ、年間、学期ごと月ごとに適切な授業時数を配

当するようにすること。」小学校指

② 中学校

原則1 総則7の(1)

○特別活動の授業は、年間三十五週以